

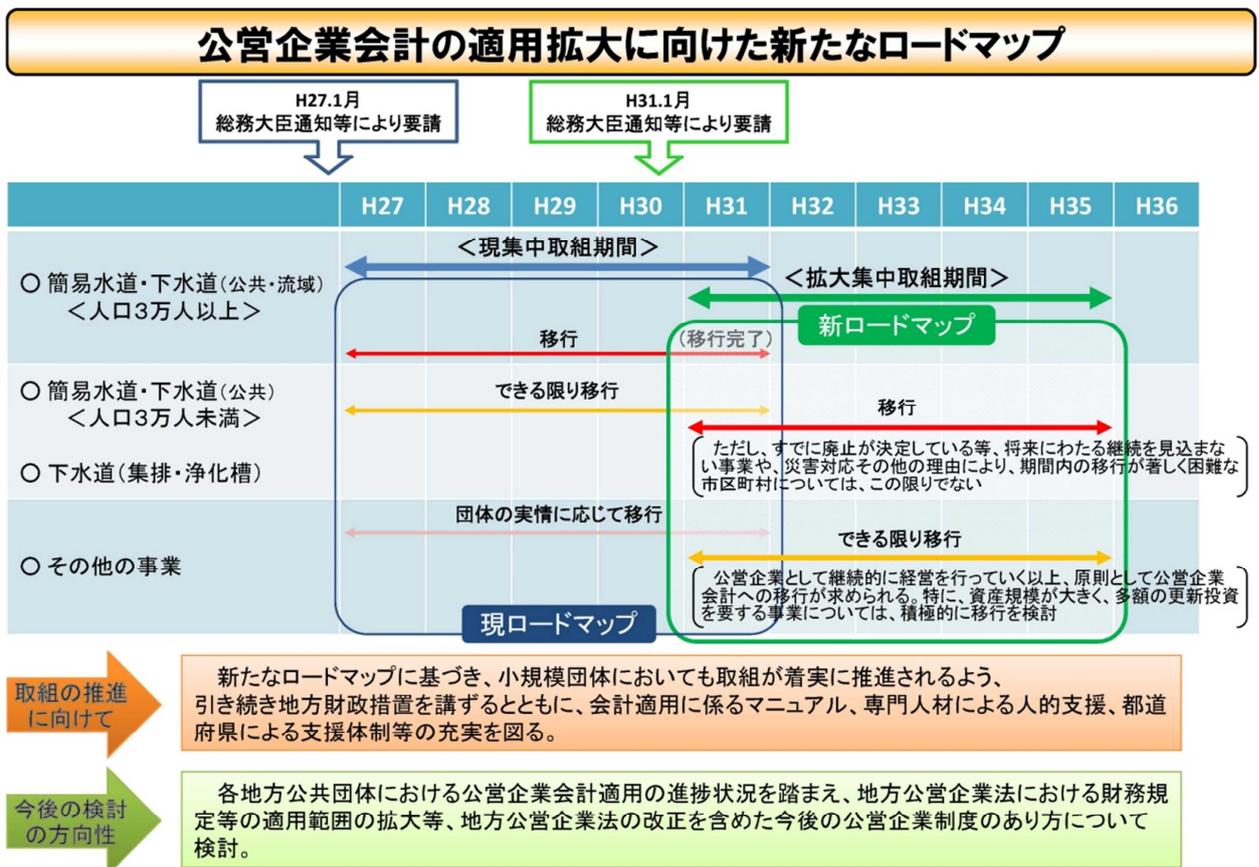
笠間市農業集落排水事業の地方公営企業法適用について

I、現状の課題と国の動向等

笠間市の農業集落排水事業は、最初に供用開始した市原地区が供用開始後20年を経過し、現在整備中の友部北部地区が令和2年度に事業完了すると、全体で6カ所の処理場と総延長128.6kmの管渠を有することとなり、今後は、建設改良費に充てられた地方債の元利償還とともに、施設の更新費用、管渠の老朽化に伴う敷設費用などが大きな問題となって、維持管理の時代へ入ってまいります。

このことは、全国的な問題でもあり、平成31年1月25日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」及び総務省通知「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」により、住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う集落排水事業の経営環境は、著しい人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大により、急速に厳しさを増している中、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保に必要な情報を把握するために、公営企業会計の適用が求められています。

また、公営企業会計の適用拡大に向けた、新たなロードマップが示され、重点事業に位置付けられた集落排水事業は、令和元年度から令和5年度の拡大集中取組期間内に公営企業会計へ移行することとされています。



II、企業会計化のスケジュール(案)

業 務 区 分	初年度	2年目	3年目
1. 法適用基本事項			
法適用基本事項確認・検討	←→		
資料の収集および整理	←→		←→
資産評価マニュアル作成	←→		
2. 資産整理・評価			
資産調査・整理		←→	
管路消し込み・資産管理図作成		←→	
資産評価及び減価償却費の算出			←→
固定資産データ作成			←→
3. 移行事務支援			
移行事務支援計画書作成		←→	
勘定科目等の設定			←→
条例・規則等の制定・改定			←→
その他法適用移行事務			←→